

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（単価契約） （令和7年度置賜森林管理署官用自動車点検等業務）
品名・物件名	役務契約（単価契約） （令和7年度置賜森林管理署官用自動車点検等業務）
数量（単位）	1式
仕様	別紙1「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち自動車重量税 円） （うち自賠責保険料 円） （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月13日
納入場所	置賜森林管理署
契約保証金	免除
備考	契約単価は別紙2「単価表」のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581番地45  
分任支出負担行為担当官  
置賜森林管理署長 笠井 修一 印

受注者

印

# 官用自動車点検等業務仕様書

## 1 対象物品

「別紙 3 令和 7 年度 置賜森林管理署官用自動車点検等業務 整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

## 2 請負内容

(1) 契約相手方は、置賜森林管理署より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、置賜森林管理署に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉塵等の除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

### 3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である置賜森林管理署長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である置賜森林管理署長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

### 4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が、当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めるときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

### 5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

### 6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

## 令和7年度 置賜森林管理署官用自動車点検等業務 単価表

件名(項目)			数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車 (自家用) 2年	総重量 1.5 t まで【13年未満】	0	台	24,600	0
		総重量 1.5 t まで【13年経過】	1	台	34,200	34,200
		総重量 2.0 t まで【13年経過】	0	台	45,600	0
	小型貨物自動車 (自家用) 1年	総重量 3 t まで【13年経過】	1	台	17,100	17,100
		総重量 4 t まで【18年経過】	1	台	25,200	25,200
	軽自動車 (自家用) 2年	検査対象車【エコカー減税】	1	台	5,000	5,000
		検査対象車【13年未満】	1	台	6,600	6,600
		検査対象車【13年経過】	0	台	8,200	0
		検査対象車【18年経過】	1	台	8,800	8,800
	自動車重量税計 (a)			6	台	
保険料責	乗用自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	1	台	17,650	17,650
	小型貨物自動車(自家用)	本土 12ヶ月契約	2	台	12,850	25,700
	軽自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	3	台	17,540	52,620
自動車損害賠償責任保険料計 (b)			6	台		95,970
継続点検 (車検)	基本点検 技術料 (回送料含む)	乗用自動車	1	台		
		小型貨物自動車	2	台		
		軽自動車	3	台		
	エンジン 下廻り スチーム洗浄	乗用自動車	1	台		
		小型貨物自動車	2	台		
		軽自動車	3	台		
	下廻り 防錆塗装	乗用自動車	1	台		
		小型貨物自動車	2	台		
		軽自動車	3	台		
	車内及び外回り清掃			6	台	
保安検査確認			6	台		
継続検査代行			6	台		
エンジンオイル交換 <sup>※1</sup>			6	台		
継続点検(車検)計 (c)			6	台		
定期点検	基本点検 技術料 (回送料含む)	乗用車	7	台		
		軽自動車	4	台		
	車内及び外回り清掃		11	台		
	エンジンオイル交換 <sup>※1</sup>		11	台		
定期点検(12ヶ月点検)計 (d)			11	台		
作業料金計 (e = c + d) ※消費税を含まない金額						
税抜金額 (f = a + b + e)						
消費税 (g = e × 0.1) (10%)						
合計 (h = f + g)						

※1「エンジンオイル交換」は、エンジンオイル5L分と技術料(エレメント交換は含まない)

令和7年度 置賜森林管理署官用自動車点検等業務 整備内容一覧表

No.	管理番号	登録番号	車台番号	車名		型式	使用燃料	登録月・日	交付	車検満了日	車検(継続検査)/定期点検	自動車重量税			自賠責保険			継続検査(車検)及び定期点検										車検(継続検査)及び定期点検実施予定月										
												種類	(総)重量	年	備考	次期金額(a)	自	至	月	次期金額(b)	基本点検	技術料	洗浄	スチーム	防錆塗装	下廻り	保安検査		代行	継続検査	車内及び外回り清掃	交換	エンジンオイル	配置場所				
1	06-396	山形580<1083	TW2-027799	スバル	サンバー	TA-TW2	ガソリン	H19.8.20	R8.9.1	定期点検	軽		2	13年経過		R6.9.20	R8.9.20	24			○																米沢(森)	令和7年8月
2	05-756	山形300ぬ1109	TD54W-207739	スズキ	エスクード	CBA-TD54W	ガソリン	H19.10.24	R8.10.23	定期点検	乗用	2	2	13年経過		R6.11.22	R8.11.22	24			○																小国(森)	令和7年9月
3	06-696	山形480す6121	DR17V-266341	日産	NV100クリッパー	HBD-DR17V	ガソリン	H29.12.14	R7.12.13	車検	軽		2	エコカー		R5.12.14	R7.12.14	24			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本署	令和7年11月	
4	05-921	山形501な7174	J210G-2000760	ダイハツ	ヒューゴ	ABA-J210G	ガソリン	H25.12.6	R8.12.5	定期点検	乗用	1.5	2			R6.12.6	R8.12.6	24			○															本署	令和7年11月	
5	05-922	山形501な7175	J210G-2000761	ダイハツ	ヒューゴ	ABA-J210G	ガソリン	H25.12.6	R8.12.5	定期点検	乗用	1.5	2			R6.12.6	R8.12.6	24			○															本署	令和7年11月	
6	05-844	山形300は7784	SHJ-003514	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	ガソリン	H23.1.18	R8.1.17	車検	乗用	1.5	2	13年経過		R6.1.27	R8.1.27	24			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		米沢(森)	令和7年12月		
7	02-609	山形400そ577	SK82M-401318	マツダ	ボンゴフレンディ	ABF-SK82M	ガソリン	H21.2.13	R8.2.18	車検	小貨	3	1	13年経過		R7.3.9	R8.3.9	12			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		舟渡(森)	令和8年1月		
8	02-592	山形400す1211	SK56M-201146	マツダ	プロニーバン	KG-SK56M	軽油	H14.3.28	R8.2.6	車検	小貨	4	1	18年経過		R7.4.19	R8.4.19	12			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		米沢(森)	令和8年1月		
9	05-871	山形501つ3366	J210G-0009099	ダイハツ	ヒューゴ	ABA-J210G	ガソリン	H24.2.17	R9.2.16	定期点検	乗用	1.5	2	13年経過		R7.3.17	R9.3.17	24			○															叶水(森)	令和8年1月	
10	05-981	山形300む7292	NT32-530696	日産	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	H28.2.15	R9.2.14	定期点検	乗用	1.5	2			R7.3.15	R9.3.15	24			○															本署	令和8年1月	
11	05-1162	山形301ち1791	GL3W-0605269	三菱	エクリプスクロス	5LA-GL3W	ガソリン電気	R6.3.11	R9.3.10	定期点検	乗用	2	3			R6.3.11	R9.4.11	37			○															本署	令和8年2月	
12	06-371	山形50ひ1204	JB23W-339677	スズキ	ジムニー	TA-JB23W	ガソリン	H16.3.12	R9.3.16	定期点検	軽		2	18年経過		R7.4.6	R9.4.6	24			○															長井(森)	令和8年2月	
13	06-400	青森580け2679	H58A-0719383	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	H20.2.25	R9.3.16	定期点検	軽		2	13年経過		R7.3.20	R9.3.20	24			○															松川(治)	令和8年2月	
14	06-435	山形580け3434	H58A-0719492	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	H20.3.7	R9.3.10	定期点検	軽		2	13年経過		R7.4.7	R9.4.7	24			○															本署	令和8年2月	
15	06-688	山形580み5004	S331N-0003372	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	ガソリン	H29.3.3	R8.3.2	車検	軽		2			R6.4.3	R8.4.3	24			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		叶水(森)	令和8年2月		
16	06-375	山形480い1067	DA63T-433699	スズキ	キャリイ	EBD-DA63T	ガソリン	H18.3.27	R8.3.26	車検	軽		2	18年経過		R6.4.23	R8.4.23	24			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本署	令和8年3月		
17	05-824	庄内300そ9803	SH5-047930	スバル	フォレスター	DBA-SH5	ガソリン	H22.3.25	R9.3.24	定期点検	乗用	1.5	2	13年経過		R7.4.15	R9.4.15	24			○															舟渡(森)	令和8年3月	

※「エンジンオイル交換」は、エンジンオイル 5 L 分と技術料 (エレメント交換は含まない)